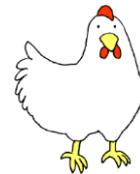
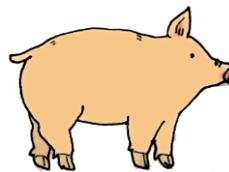
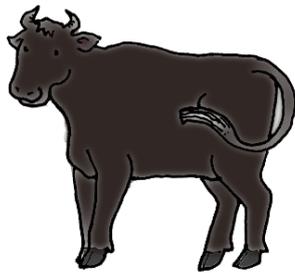


産業動物の適正な取り扱い をお願いします



産業動物を取り扱う際は、以下のことに注意しましょう。

- 1 産業動物の適切な飼養及び保管については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守しましょう。
- 2 牛、馬、豚、鶏などの産業動物も犬、猫と同じ「愛護動物」です。みだりな殺傷や虐待については罰則の対象となります。
- 3 アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた産業動物の飼養管理をしましょう。「5つの自由」の確保が良好なアニマルウェルフェアの実現につながります。

アニマルウェルフェアとは？

国際獣疫事務局（WOAH）の勧告において、「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されています。

「5つの自由」とは？

アニマルウェルフェアを考えるための指標であり、①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③身体的及び熱の不快からの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由、のこと。

○ 動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

基本原則（概要）

第 2 条関係

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を傷つけたり、苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うようにしなければなりません。

また、動物を取り扱う場合には、適切な給餌・給水、必要な健康の管理、動物の種類、習性等に応じた飼養・保管を行うための環境を確保しなければなりません。

動物の所有者の責務（概要）

第 7 条関係

動物の所有者は、命あるものの所有者としての責任を十分に自覚し、動物の種類、習性等に応じて適正に飼養・保管することにより、動物の健康及び安全を確保するように努めなければなりません。

また、動物が人の生命、身体等に害を加えたり、人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。

罰則の内容

第 44 条関係

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者
→ 5年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金
- 愛護動物に対し虐待を行った者、愛護動物を遺棄した者
→ 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

注1) 産業動物のとさつ行為、法律に基づく殺処分、獣医療行為などは社会的に正当なものとして認められる行為であるので、一般的にみだりな殺傷とは言えません。

注2) 適切な給餌・給水を行わない、酷使する、拘束する、過密な状況で飼育する等して衰弱させること、ケガや病気の治療を行わないこと、ふん尿が堆積した場所で飼養すること、恐怖を与えることなどは、虐待となる可能性があります。